

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）（抜粋）

（粉じんの処理）

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんが発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく産業標準化法（以下単に「産業標準化法」という。）T八―五―一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

ロ 産業標準化法T八―五―七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具

三 前号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

四 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、六月以内ごとに一回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度（石綿を目的とする鉱山においては石綿粉じんの濃度を含む。以下同じ。）及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。

五 前号の規定による測定を行ったときは、直ちに、その都度、その箇所ごとに、経済産業大臣が定める基準に従って評価し、第一管理区分、第二管理区分及び第三管理区分に区分すること。

六 前号の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された屋内作業場については、直ちに、当該作業場の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるよう、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずること。

七 前号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、直ちに、当該作業場について、経済産業大臣が定める方法により、当該粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定し、その結果について、経済産業大臣が定める基準に従って評価すること。

八 第四号、第五号及び前号の規定による測定及び評価については、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号に掲げる作

業の種類について登録を受けている者に限る。)又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。

九 第五号及び第七号の規定による評価の結果第二管理区分に区分された屋内作業場及び第五号の規定による評価の結果第二管理区分又は第三管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。

十 第四号及び第七号の規定による測定並びに第五号及び第七号の規定による評価については、その結果を記録し、七年間保存すること。

十一 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

(保安規程)

第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

一 保安管理体制

イ 保安管理体制の構成

ロ 保安管理体制を構成する者のそれぞれの職務の範囲（請負を含む。）

二 法第二十八条に規定する保安委員会（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があった場合を除く。）

イ 委員の選任方法

ロ 開催頻度

ハ 審議結果の記録に関する事項

三 鉱山労働者代表（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があった場合に限る。）

イ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項の規定による鉱山労働者代表の意見の聴取結果の記録に関する事項

ロ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十条の規定による鉱山労働者代表への通知結果の記録に関する事項

ハ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十一条の規定による鉱山労働者代表との協議結果の記録に関する事項

四 保安を推進するための活動

イ 保安を推進するための活動の実施体制及び内容

ロ 保安を推進するための活動の記録に関する事項

五 法第十条第一項及び第二項に規定する保安教育

イ 教育の対象者、程度及び方法

ロ 再教育の程度及び方法

ハ 教育の記録に関する事項

六～十二（略）

- 2 保安規程の経済産業大臣への届出は、産業保安監督部長を経由して行うことができる。

（作業監督者）

第四十三条 法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。

作業の区分	作業監督者の資格
一～十三（略）	
十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の十一の項の下欄に掲げる者
十五～十七（略）	

2～4（略）

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

（表 略）

- 2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一 災害の発生及び罹災の状況		様式第八による
二 第十条第五号及び第七号の規定による粉じんの評価の結果	評価を行った日から一月以内	様式第九による
三～十一（略）		

3（略）

様式第九（甲）（第46条第2項関係）

粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書		
鉱 山 名 (鉱 種)	()	
所在地 (電 話)		
鉱 業 権 者 名		
作 業 場 名		
測 定 年 月 日	年 月 日	
測 定 方 法		
測 定 者 (職 名)	()	
幾何平均値 (mg/m ³)		
幾 何 標 準 偏 差		
質 量 濃 度 変 換 係 数		
遊 離 け い 酸	含有率 (%)	
	分 析 方 法	
管理濃度 (mg/m ³)		
管 理 区 分		
管 理 区 分 が 2 又 は 3 の 場 合 の 改 善 措 置		
備 考		

年 月 日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名



備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 作業場の図面を添付すること。

(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第九（乙）（第46条第2項関係）

石綿粉じん濃度の測定結果に 基づく作業環境評価結果報告書		
鉱 山 名 (鉱 種)	()	
所在地 (電話)		
鉱 業 権 者 名		
作 業 場 名		
測 定 年 月 日	年 月 日	
測 定 方 法		
測 定 者 (職 名)	()	
幾何平均値 (本 / m ³)		
幾 何 標 準 偏 差		
管 理 区 分		
管理区分が2又は 3の場合の改善措置		
備 考		

年 月 日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名



備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 作業場の図面を添付すること。

(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。